

## 「海外トップインフルエンサー招聘事業」事業者募集要領

### 1. 事業名

「海外トップインフルエンサー招聘事業」

### 2. 事業目的

コロナ後の旅行需要の急回復、及び円安を背景に、2023年については訪日観光客の爆発的な回復が予想される。神戸観光局では、現在訪日を計画・検討している見込み客に対して、神戸を訪日時立ち寄り先として認知させ誘客を図ることを目的に、各地で影響力をもつトップインフルエンサーを招聘し、神戸の魅力や現状を世界に発信するプロモーション事業を実施する。

### 3. 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

### 4. 契約予定期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 5. 契約金額の上限額

30,000千円（消費税・地方消費税を含む）

※ 公募に際しては「英語圏」「フランス語圏」「中国語圏（繁体字）」の3カテゴリで募集を行い、それぞれ上限金額は10,000千円とする。審査の結果、1事業者が最大3カテゴリの事業を受託することも可能とする。

### 6. 応募資格

下記要件をすべて満たすこと（法人、個人は問わない）。

- ① これまでに本事業と同種又は関連する活動実績があること
- ② 本邦内に活動拠点を有し、当件について対応できるスタッフが常駐していること
- ③ 日本語及び業務を行う拠点で主に話されている言語（公用語）により業務上の交渉が可能な語学力を有していること
- ④ 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること
- ⑤ 守秘義務を遵守できること
- ⑥ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと
- ⑦ 過去に禁固以上の刑に処せられたものでないこと。または、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

- ⑨ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ⑩ 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと
- ⑪ 神戸市における請負および委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑫ 国税及び地方税を滞納していないものであること
- ⑬ 銀行取引停止処分を受けていないこと

## 7. スケジュール（予定）

令和 5 年

3 月 10 日（金）	公募開始（ホームページ上にて募集要領配布）
3 月 10 日（金）～3 月 20 日（月）	質問受付
3 月 27 日（月）	質問に対する回答
4 月 14 日（金）	企画提案書 提出締切（午後 5 時必着）
4 月中旬	書類による一次審査（応募多数の場合）
4 月下旬	プレゼンテーション、契約締結候補者決定
5 月上旬（予定）	契約締結

## 8. 応募方法等

### （1）募集要領について

- ① 募集要領等の公表、各書類の交付

令和 5 年 3 月 10 日（金）から

- ② 交付場所

一般財団法人 神戸観光局ホームページ内に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>

### （2）質問及び回答

- ① 質問がある場合は、質問書（様式第 3 号）に必要事項を記載し、電子メールにて送信すること（電話・FAX による受付は行わない）。

■電子メールの件名：

「海外トップインフルエンサー招聘事業」質問／事業者名

■質問書送付先：[topics@kcva.or.jp](mailto:topics@kcva.or.jp)

■質問受付期間：令和 5 年 3 月 20 日（月） 17 時まで

- ② 質問に対する回答は、令和 5 年 3 月 27 日（月）を目途に、上記 8(1)②のホームページにおいて公開する。

### （3）提出書類

- ① 参加申請書（様式第 1 号）
- ② 参加資格確認書（様式第 2 号）

③ 事業企画提案書提出書（様式第4号）

④ 企画提案書（様式自由）

企画提案書の書式はA4版とし、表紙、目次を除き20ページ以内とする。タイトルは「海外トップインフルエンサー招聘事業」とし、別紙仕様書を十分理解したうえで、以下の項目を含んだ内容で作成すること。なお企画提案書については、1提案ごとに1件作成し、複数カテゴリに対し提案を行う場合には、提案数に応じた企画提案書を分けて作成すること。

ア 提案するカテゴリ

「英語圏」「フランス語圏」「中国語圏」から1つを指定

※ 複数カテゴリでの提案可能。但し提案は1カテゴリにつき1件のみ。

イ 招聘インフルエンサーの詳細と具体的な業務内容及びスケジュール

プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（国別、性別、世代別など）、神戸での滞在日数、神戸での発信内容、想定リーチ数など、プロモーション効果が予想できる指標を可能な限り記載すること

※ 契約予定期間内での招聘が可能である確認がとれたインフルエンサーを提案すること。契約後に提案していたインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある

※ 仕様書に記載のある重点訴求コンテンツやターゲットに親和性のあるインフルエンサーを提案すること

※ 招聘人数は不問とする

※ 各カテゴリにおいて、招聘者のうち1名以上はトップインフルエンサー（SNSフォロワー数100万人以上、もしくは同程度の影響力を持つインフルエンサー）を含めること

※ 審査対象が明確となるような提案すること。インフルエンサーの代替候補や複数プランの提案は不可とする

ウ インフルエンサー以外に活用するメディア・媒体での発信内容

インフルエンサーFAMに同行、もしくはインフルエンサーの発信内容を活用するなど、当事業に付随した発信を行えるメディア・媒体を提案すること。インフルエンサーと同様に、メディアの内容や選定意図、露出効果が予想できる指標を明記すること

※オンライン・オフラインなど、媒体の形式、及び媒体数は問わない

エ これまでの類似・関連業務の実績

オ 会社概要（法人名、代表者、業務内容、組織体制等）

カ 本業務実施にかかる体制及び役割（責任者も明記のこと）

キ その他本事業を実施するうえで効果的な、契約上限額内の追加施策（任意）

ク その他、特筆すべき事項（任意）

ケ 見積書

・円建てで作成すること

・各カテゴリの見積上限金額は税込1,000万円とする

・見積書には積算根拠を示した内訳を記載すること

・為替変動による契約金額の変更は行わない

- ・消費税及び地方消費税、人件費、渡航費、通信費、交通宿泊費、物品費等、事業にかかるすべての費用を含むこと

#### (4) 提出方法と提出体裁

以下メールアドレスあてに電子メールで送付すること。送付の際は、件名を「令和5年度 海外トップインフルエンサー招聘事業 応募／事業者名」とし、各書類については PDF ファイルとすること。また、送付後、担当部署（「12. 問い合わせ先」参照）に電話等で受領の確認を行うこと。（メールアドレス：[topics@kcva.or.jp](mailto:topics@kcva.or.jp)）

#### (5) 提出期限（PDF ファイル送付期限）

令和5年4月14日（金） 午後5時 必着

#### (6) 応募に関する留意事項

- ・企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、これらの書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。
- ・応募書類の提出後の差し替えは認めない（但し、委託者が補正等を求める場合は除く）。
- ・提出期限以降に提出された応募書類については、受理せず無効とする。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- ・書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

## 9. 提案の審査・選定方法

### (1) 審査方法

受託候補者の選定は、(2) 評価項目に基づき提出書類及び、応募者によるプレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーションの形式は対面、またはオンラインとする。なお応募者多数の場合は書類による一次審査を行い、審査通過者のみプレゼンテーションを行う。審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。

### (2) 評価項目

- ① 応募者の受託適正（法人又は人材の知識・経験、同種業務の実績等）【10点】
- ② 提案内容の有効性（業務の理解度、提案内容の具体性・妥当性・独自性・実効性等）【50点】
- ③ 提案内容の実現性（実施体制・業務計画等）【30点】
- ④ 見積（提案価格、経費内訳の妥当性）【10点】

※同点の場合は、「②提案内容の有効性」の点数が最も高い応募者を受託候補者として決定する。

※合計点が60点に満たない場合は、採用しない。

### (3) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

### (4) 審査結果の通知

各応募者に電子メールにより通知する。

## 10. 契約の締結等

(1) 受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、仕様書及び企画提案書に基づき細部について協議したうえで、神戸市所定の「委託契約約款」を準用し、委託契約を締結する。

(2) 受託候補者が応募資格を満たしていないことが分かったとき、失格行為のあったことが分かったとき、その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があったときなどの場合は、次点者が受託候補者になることがある。

## 11. その他

(1) 応募申込書に記載された内容に虚偽があった場合には、契約をしないことがある他、委託者が被る被害について賠償を請求することがある。

(2) 提出された資料に記載される個人情報については、本選考に関する目的以外では使用しない。

(3) 本要領に記載の月日、時間はすべて日本時間である。

(4) 本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

## 12. 問い合わせ先

(一財) 神戸観光局 観光部 担当：新井・山崎

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 (三宮ビル東館 9 階)

電話：078-262-1904 Email: [topics@kcva.or.jp](mailto:topics@kcva.or.jp)